

文部科学省の研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(平成19年2月文部科学大臣決定、平成26年2月改正)に対応する規程の整備について
平成29年度第3回理事会(平成29年9月28日)案審議

公益財団法人電磁応用研究所における公的研究費の管理・監査に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所(以下「この法人」という。)において公的研究費を適正に管理するため、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成19年2月文部科学大臣決定、平成26年2月改正)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員等」とは、この法人の役員、職員、研究員等で、この法人において研究活動を行うすべてのものをいう。

2 この規程において「研究員」とは、この法人の定款第38条及び研究会規定に定められたもので、この法人において研究活動を行うものをいう。

3 この規程において「担当理事」とは、この法人の定款第37条で定められた、前項の研究員で構成される研究会の取りまとめ執行する理事をいう。

4 この規程において「研究費の不正使用等」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(最高管理責任者)

第3条 理事長は、最高管理責任者として、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 この法人のコンプライアンス規程第6条に定めるコンプライアンス委員会委員長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理を統括する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 担当理事は、担当する研究会における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有し、これら研究費の運営・管理を行うものとする。

(役職員等の責務)

第6条 役職員等は、高い倫理性及び自己規律を保持し、公正な研究活動を行わなければならない。

2 役職員等はこの規程及びこの規程に基づくコンプライアンス委員会の指導等に従うとともに、第12条及び第15条に定める調査に協力しなければならない。

(告発等の受付窓口)

第7条 この法人における研究費の不正使用等に関する告発及び告発に関する相談(告発までに至らない段階の相談をいう。以下「告発等」という。)に対応するため、コンプライアンス委員会に受付窓口を置く。

2 受付窓口の役職員等は、告発等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。

3 受付窓口の役職員等は、告発を受ける際は、当該告発等の内容について、受付窓口の担当役職員以外が見分できないよう、告発等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。

(告発の方法)

第8条 告発は、原則として書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）を受付窓口に提出又は送付して行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究費の不正使用等を行ったとする役職員等の氏名又はグループ等の名称

(2) 研究費の不正使用等の具体的内容

(3) 研究費の不正使用等の内容を不正とする合理的理由

3 受付窓口は、前号各項の内容の一部または全部に不備があるときは、当該書面の補正を指示することがある。

4 受付窓口は、告発を受付けたときは、速やかに理事会及びコンプライアンス委員会に報告するとともに、告発を受付けた旨を当該告発を行った者（匿名で行った者を除く。以下「告発者」という。）に通知するものとする。

5 受付窓口は、当該告発の対象にこの法人以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる又は当該告発の内容がこの法人に該当しない告発を受けた場合であって、当該告発の対象となるものが所属する他機関又は告発の内容について調査すべき他機関に当該告発に係る事案を回付する必要があると担当理事が認める場合は、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、告発の内容がこの法人に該当しない場合にあつては、告発者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、理事会及びコンプライアンス委員会は、報道により、他機関等から研究費の不正使用等が指摘された場合であつて、第2項の事項が揭示されている場合は、第1項の告発があつたものとみなし、第12条に定める調査を行うことができる。

(告発に関する相談の方法)

第9条 告発に関する相談は受付窓口で書面提出若しくは送付し、又は電話もしくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該告発に関する相談を行った者（以下「相談者」という。）に対して告発の意思を確認し、又は告発に準じて取り扱うことができるものとする。

(告発処理体制等の周知)

第10条 コンプライアンス委員会は、受付窓口、告発等の方法その他必要な事項をこの法人内及び他機関に周知する。

(守秘義務)

第11条 受付窓口の役職員及び研究費の不正使用等に係る調査に関係した者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはいけない。

(予備調査)

第12条 この法人のコンプライアンス委員会は第8条の報告のうち、研究費の不正使用等の疑いがあるものについては、担当理事に、次の各号に掲げる事項について予備調査を指示し、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該告発がなされた研究費の不正使用等が行われた可能性
- (2) 第8条第2項第3号の規定により示された合理的理由と当該告発がなされた研究費の不正使用等との関連性

2 前項に定めるもののほか、担当理事は、次の各号に掲げる事項を前項の調査結果の報告と併せてコンプライアンス委員会に報告するものとする。

- (1) 第13条の規定による調査の要否
 - (2) 研究費の不正使用等が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発が悪意に基づくものである可能性
- 3 予備調査は、当該告発があった研究費の不正使用等に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。

(本調査の要否の報告及び通知等)

第13条 コンプライアンス委員会は、前条第1項及び第2項の予備調査の結果等に基づき、当該事案について、さらに本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを速やかに決定し、理由を付してその旨を担当理事、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

2 本調査は、その実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。

3 担当理事は、前項により本調査を行う決定の報告があったときは、当該事案に係る調査を行うため、不正使用等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

4 担当理事は、第1項による本調査の実施決定を受けた場合は、当該実施決定及びその理由並びに調査委員会委員の所属及び氏名を速やかに、告発者及び被告発者に通知する。

5 担当理事は第1項により本調査を実施しない決定の報告を受けた場合は、当該決定及びその理由を速やかに告発者に通知する。

(不正使用等調査委員会)

第14条 調査委員会は、第12条の予備調査の結果において、研究費の不正使用等の可能性があると判定された事案（以下「調査事案」という。）について、不正使用等に関し必要な調査を行って、不正使用等の認定等を行うものとする。

2 調査委員会及び調査に関し必要な事項は、担当理事が定める。

3 調査委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当理事が指名するこの法人の役職員2名
 - (2) 担当理事が委嘱する、弁護士又は公認会計士を含む、外部の有識者2名
- 4 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちから担当理事が指名する。
- 5 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 調査委員会の委員が告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該利害関係を有する研究費の不正使用等に係る調査に参加することはできない。
- 7 担当理事は、前項の場合又はやむを得ない事情があると認める場合は、当該委員に代えて、担当理事が指名又は委嘱する者を調査に従事させるものとする。
- 8 前項の規定により調査に従事することとなる委員の任期は、当該調査が終了するまでの期間とする。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、次に掲げる調査及び要請を行う。

- (1) 非告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴き取り調査
 - (2) 関係資料等の閲覧調査
 - (3) その他調査することが合理的と判断される事項
- 2 調査委員会は、前項の調査、要請及び調査委員会委員の氏名・所属を調査対象者及び

告発者に通知するものとする。

3 調査対象者は、調査委員会の調査及び要請に対し、誠実に協力しなければならない。なお、告発された事案について疑惑を晴らそうとする場合には、公的研究費の支出が事実と適正な手続きに則って行われたことを、具体的根拠を示して説明する責任を負うものとする。

4 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、諸証拠等を総合的に判断し、非告発者の自認を唯一の証拠とするのではなく、客観的に不正使用等の事実及び故意性等を判断しなければならない。

5 本調査の期間中は、被告発者等の調査対象になっている者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(不正使用等の認定)

第16条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として150日以内に調査結果をまとめ、不正使用の有無について判定するものとする。その際、不正使用に関する証拠が提出された場合には、非告発者の説明及びその他の証拠によって、不正使用であるとの疑いが覆されないときは、不正使用と認定する。

2 前項の判定において、不正使用があったものと認定したときは、不正使用の内容、不正使用に関与したものとその関与の度合い並びにその不正使用の相当額等についても認定するものとする。

3 第1項の認定において、不正使用が存在しないと認定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても認定するものとする。

4 第2項の不正使用の認定又は前項の告発が悪意に基づくものであるとの認定をするためには、認定の前に非告発者又は告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を確保しなければならない。

(不正使用等が認定された場合の措置)

第17条 不正使用等が行われたと認定された場合には、コンプライアンス委員会は、その不正使用等の態様に応じて処分等の議決を行う。また、資金の配分機関による措置等に従うものとする。

2 処分には、研究費の一部または全部の返還、懲戒、その他の措置が含まれる。

3 私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟などの法的措置を講じる。

(取引業者に対する措置)

第18条 公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、必要に応じて取引停止の措置を講じる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第19条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 調査の終了前であっても、配分機関の求めがあった場合には調査の進捗状況及び調査の中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(再発防止策の策定)

第20条 調査委員会は、不正の認定を行った場合には、不正の発生要因の分析と再発防止策の策定を行う。

(調査結果の報告又は通知)

第21条 調査委員会委員長は、第16条第1項から第3項までの認定並びに第20条の再発防止策の策定を終了したときは、直ちにすべての調査結果を、関係資料を添えて担当理事に報告するものとする。

2 担当理事は、前項の調査結果をコンプライアンス委員会委員長と理事長に報告するものとする。

第22条 担当理事は、前条の調査結果の概要を、次に掲げるものに通知するものとする。

- (1) 被告発者
- (2) 被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者
- (3) 告発者

(不服申し立て)

第23条 不正使用と認定された被告発者及び前条のもの又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、担当理事に対し不服申し立てをすることができる。

2 前項に係らず、その期間内であっても、引き延ばし目的の不服申し立て又は同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできないものとする。

3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申し立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、調査委員会委員長及び担当理事が協議し、調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。

4 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるものは、不服申し立ての趣旨、合理性等を検討し、再調査を行うか否かを30日以内に決定し、担当理事に報告するものとする。また、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができる。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができるものとする。

5 担当理事は、前項の決定の報告を受けて関係者に通知するものとする。

6 調査委員会は、第4項により再調査が決定された場合、速やかに再調査を実施し、再調査の実施の決定から原則として50日以内に調査結果を担当理事に報告しなければならない。

7 担当理事は、前項の調査結果をコンプライアンス委員会委員長と理事長に報告するとともに第22条各号の者へ通知するものとする。

(調査結果の公表・通知)

第24条 前条による不服申し立て期間が終了したときをもって調査結果の確定とする。

2 統括責任者は、第21条第2項又は第23条第7項の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、研究費の不正使用等が行われたと認定された旨の報告を受けた場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究費の不正使用等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正使用の内容
- (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他統括責任者が必要と認める事項
- (6) 公表時までに行った措置の内容

3 調査結果の報告において、研究費の不正使用等が行われていないと認定された旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果は公表しないものとする。

4 調査結果の報告において、告発が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。

(守秘義務)

第25条 調査委員会の委員及び調査に関係する者（以下「調査関係者」という。）は、この規程に基づく調査により知り得た情報を他に漏らしてはいけない。

(関係者の保護)

第26条 担当理事は、告発者及び調査関係者が不正使用の告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

第27条 担当理事は、被告発者のプライバシー等の権利を不当に侵害することのないように配慮し、不正使用が存在しないとの認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用等が生じた場合等に関し必要な事項は、担当理事が別に定める。

(改 廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。